

横財財 第 139 号
令和 3 年（2021 年） 2 月 5 日

横須賀市議会
新型コロナウイルス感染症対策検討協議会
委員長 大 野 忠 之 様

横須賀市長 上 地 克 明

新型コロナウイルスへの対策等に関する要望・確認事項について

令和 3 年（2021 年） 2 月 2 日付「新型コロナウイルス感染症への対策等に関する要望・確認事項について」に係る要望等事項について、別紙のとおり回答いたします。

No	要望等事項	対象部局等	回答	前回No	資料	番号
1	国や県の中小企業等に対する支援制度についての問い合わせはどの程度あるか。また、その際は、どのようにフォローしているか確認したい。	経済部	国の家賃支援給付金や県の時短営業要請の協力金など、市以外の支援制度に関する問い合わせは、テレビや新聞で予定が報道された直後には一時的に集中しましたが、現在は県の協力金に関する問い合わせを中心に日に十数件程度となっています。 対応としては、担当者が該当のホームページなどを注視し、制度概要や受付窓口などを丁寧に説明するよう心がけています。 また、どのような支援制度を受けたらよいかや、具体的な申請手続きなどの細かな相談については、現在、県の産業振興センターから市（経済企画課）に派遣していただいている中小企業診断士が、窓口で専門的な助言を行うといった対応をしています。	新	②	90
2	駅前のスペースや、駅近の空き物件等を活用して、飲食店がテイクアウト商品を販売できるように、市として各事業者へスペースの提供について働きかけを行っていただきたい。 その際、市役所、公園、ベース等も検討範囲としていただきたい。	経済部	テイクアウト用のスペースについては、管理者（所有者）との調整や近隣の店舗・商店街との競合などに配慮が必要と考えます。 民間の所有する物件については、場所の選定、使用料・出店料などの事前調整に時間を要することが懸念されますので、個店単位での要望についてはお受けするのが難しいと考えます。例えば、商店街など団体単位であれば、まずはご要望をお受けして提供場所の検討はさせていただきます。また、テイクアウトやテラス営業など考えていけば、今年度末まで道路占用許可基準の緩和措置を暫定的に行っていることをご案内するなどの、助言や支援を行います。 なお、現在、12月議会の補正予算でご議決いただいたキッチンカーを活用した支援事業を進めておりますが、出店場所の選定において、使用料等の事前調整、周辺環境の把握などがスムーズであることから、まずは公園など市が管理する場所を活用していく予定です。	新	②	91
3	合唱の練習時の感染防止対策として、本市においてどのような対応を行っているか確認したい。	教育委員会	令和3年1月7日付け発出の国の緊急事態宣言により、横須賀市立学校では、音楽等の授業における合唱やリコーダーの演奏等について、より飛沫拡散防止に留意し、場合によっては中止することも検討するようにしています。 合唱等を実施する場合には、マスク着用、全員が同じ方向を向き前後左右2メートル（最低1メートル）程度の距離をとる、小グループに分ける、長時間の練習にならないようにするなどの対策を行っています。	新	②	92
4	学びの遅れについての検証を行った際、夏休みの短縮等により、昨年12月頃に本来の状況に追いつけるという報告があったが、進捗状況は予定どおりか。 また、コロナ感染者の発生により臨時休校があった学校について、学びの遅れは発生しているか確認したい。	教育委員会	昨年6月の学校再開以降、一斉臨時休校は行っていないので、授業は計画通り進めることができています。 また、新型コロナウイルス感染者の発生により、臨時休校を行った学校についても、家庭学習課題を提供して学習を進めたことにより、学びの遅れはありません。 今後、学びの遅れが生じた場合、次の学年に確実に引継ぎを行い、次の学年で取り扱うようにします。 なお、中学3年生については、すでに学習内容を終了していることを確認しています。	新	②	93
5	陽性者あるいは濃厚接触者となった児童・生徒へのケアをどのように行っているか。特に、心身のケアと、学習面での配慮について確認したい。	教育委員会	児童生徒が陽性者及び濃厚接触者となった場合、学校が家庭と連絡を取り、実態に応じて適切なケアを行っています。 具体的には、養護教諭や相談員、スクールカウンセラーが心身の状況把握を行い、心のケアをしています。その結果について教育委員会が聞き取りをしています。これまでのケースの中では、健康面で後遺症等の報告はありません。 また、児童生徒が学校を休んでいる間の学習面については、授業内容に沿った学習課題を配布したり、教員等が電話連絡等をしたりして、学習保障に努めています。	新	②	94
6	緊急事態宣言が出されてから、学校開放事業は停止している。放課後において、学校内に設置されている学童クラブの児童は密を避けるという意味で校庭等を使用することができているが、学校外の学童クラブに関しては校庭の利用などができない状況だと聞いている。 学童クラブは市が実施主体となっている放課後児童健全育成事業であるから、学校外に設置されている学童クラブの児童も校庭の利用ができるようになるのか確認したい。	こども育成部 教育委員会	今回の緊急事態宣言の考え方では、人と人の接触機会を極力減らす、つまりステイホームの考え方に則って、感染者の減少を図ろうとするものであることから、学校開放事業についても制限を行っています。その趣旨を考えると、現在、緊急事態宣言が延長されている中、引き続きステイホームが求められていることから、学校施設を開放するのは、もう少し様子を見たいと考えています。	新	②	104
7	保健所が把握している範囲で、米軍関係者経由で感染した市民の数について、確認したい。	市長室 健康部	保健所における疫学調査においては、市民が米軍関係者経由で感染したと確認されたケースはありません。	新	②	96
8	「横須賀市感染症対策委員会」は、平成26年3月20日の開催以降、令和2年2月5日の1回しか開催されていない。 一方、神奈川県においては「神奈川県感染症対策協議会」が基本的に年1回の頻度で開催されており、新型コロナ問題が顕在化してからは、既に8回開催されている。 同委員会に諮問を行わない理由、県と本市の異同、今後の開催の方針について確認したい。	健康部	感染症対策委員会は市長の諮問に応じるため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づいて設置されており、令和2年2月5日に開催し、新型コロナウイルス感染症の医療検査体制について協議しました。 新型コロナウイルス感染症対策については、国の方針のもと都道府県がたてる行動計画に基づき市町村が実施する体制になっていることから、本市としては継続して感染症対策委員会を開催していませんが、医師会や病院等の関係機関とはきめ細かく連携しています。	新	②	102
9	新規感染者の情報に市民以外が含まれる形での発表となった経緯について、改めて確認したい。 また、ホームページでは過去の履歴が削除されるため、統計的な処理ができないことから、オープンデータ化して分析できるようにする必要があると考えるが、オープンデータ化の可否について確認したい。	健康部	発生届は、感染症法第14条により、診断した医師が所管する保健所に提出することとなっていることから、発生届を受理した保健所が発表しています。 また、オープンデータ化については、どのように提供できるか現在検討中です。	新	②	103